

不服申立て事案答申第 118 号の概要について

1 件 名

領置物品の受払表及び係による出納簿の謄本の不開示（適用除外）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 27 年 1 月 19 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「愛知県警察本部留置管理課が保有する私が収監されて居た当時の領置物品の受払表及び係による出納簿の謄本」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対して、愛知県警察本部長は、同年 3 月 20 日付けで本件請求対象保有個人情報は条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示決定を行ったところ、審査請求人は、不開示とした決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示理由

実施機関は、次の理由により本件請求対象保有個人情報を不開示としたというものである。

(1) 開示請求された文書の特定

ア 開示請求のあった文書

開示請求のあった「愛知県警察本部留置管理課が保有する私が収監されて居た当時の領置物品の受払表及び係による出納簿」とは、審査請求人が留置施設に留置されていた時に、留置施設の外部の者から金品の差入れを受け、又は外部の者へ金品を交付した場合に警察官によって作成される書面である被留置者金品出納簿と考えられる。

イ 「被留置者金品出納簿」とは

被留置者金品出納簿とは、被留置者の留置に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 11 号）第 5 条において、留置施設に備え付け、所定事項を記録しておかなければならないと規定されているものであり、留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 6 号）において、その様式が定められているものである。

実務的には、被留置者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「施設法」という。）第 194 条において、留置施設の外部の者から金品の差入れを受けることができることが、第 197 条において、被留置者の所持金品を外部の者へ交付（以下「宅下げ」という。）することができるが、それぞれ認められているところ、これら差入れ及び宅下げが行われる場合には、被留置者金品出納簿が作成されることとなる。

被留置者金品出納簿には、差入れ又は宅下げする金品の品名、数量等のほか、差入れの場合には、申込者欄に差入人の住所、職業、氏名、電話番号等が、宅下

げの場合には、同欄に被留置者の氏名及び宅下げ先が記載されている。

また、宅下げされる金品を受領する者については、金品の受領時に、受領の年月日、住所、氏名、電話番号及び被留置者との関係を記載するとともに、受領印を押印することとなっている。

(2) 不開示決定した理由（条例第 44 条の該当性）

ア 条例第 44 条において「この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関法」という。）第 4 章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない」と規定されている。

イ 行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報として、行政機関法第 45 条に規定される刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係るものがあるところ、適用除外の理由としては、これらの個人情報は個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置施設又は刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰又は更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからとされている。例えば、雇用者が採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定されているものである。

ウ 被留置者金品出納簿が存在すれば、同出納簿については、全て当該被留置者に係る保有個人情報に該当すると判断されることとなるが、他方、同出納簿の存在を明らかにすれば、同人が留置施設に留置されていた事実を明らかにすることにもなる。

本件請求対象保有個人情報については、特定の個人が留置施設に留置されている、又は留置されていた事実を前提に作成されるものであり、刑の執行に係る保有個人情報に該当することに疑いの余地はなく、本件自己情報開示請求に対しては、請求対象保有個人情報が、行政機関法第 45 条第 1 項の規定に該当することから、条例第 44 条の規定に基づき、不開示（適用除外）と決定したものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報を条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が留置施設に留置されていた時に、留置施設の外部の者から金品の差入れを受け、又は被留置者の所持金品を宅下げした場合に警察官によって作成される被留置者金品出納簿と解される。

実施機関は、本件請求対象保有個人情報については、条例第 44 条に該当するもの

として不開示にしている。

(2) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

行政機関法第 45 条第 1 項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については、行政機関法第 4 章の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないと規定している。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

そして、条例第 44 条は、法律の規定により行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報については、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことと規定している。

そこで、この考え方に基づき、本件請求対象保有個人情報が本条に該当するか否かを以下検討する。

イ 本件請求対象保有個人情報の条例第 44 条該当性について

本件請求対象保有個人情報である被留置者金品出納簿は、施設法第 194 条の規定により留置施設の外部の者から金品の差入れを受ける際に、又は同法第 197 条の規定により被留置者が所持金品を宅下げる際に作成される。

よって、被留置者金品出納簿は審査請求人が留置施設に留置されている、又は留置されていたことを前提として作成される、被留置者の処遇に関する情報であると認められる。

そのため、被留置者金品出納簿を開示請求の対象とした場合、審査請求人が留置施設に留置されていたという個人情報を実施機関が保有していることが明らかとなることから、審査請求人本人の逮捕歴や勾留歴等が明らかとなる。

そして、留置施設における被留置者の処遇に関する情報は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）における被疑者及び被告人の勾留に係る勾留状の発付や懲役刑等を言い渡す判決の宣告などの刑事事件に係る裁判の内容を実現させるための被留置者の留置に必然的に付随するものであることから、本件請求対象保有個人情報は、行政機関法第 45 条第 1 項の「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

よって、本件請求対象保有個人情報は、行政機関法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報に該当することから、条例第 44 条に基づき条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定の適用を受けないものと認められる。